

小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法第4条第1項に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を聴くため、小樽市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める事を目的とする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、7名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員としての委嘱期間は、緑の基本計画の策定が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は会議を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の開催によらずに文書による回議をもってこれに代えることができる。

- (1) 議事が軽易なものであるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。